公表に関する要望

本報告書では、息子が一貫して訴えてきたいじめ被害や学校の対応のうち、認定に至らなかったものがある点は非常に残念であり、事実認定においてなお検討の余地が残されているものと考えます。もっとも、息子が長期間にわたり執拗ないじめを受け、適応障害を発症し、不登校や別室登校を経て転校を余儀なくされたこと、また学校及び県教育委員会の対応に不十分な点があったことについて一定の認定がなされたことは、本件の重大性を示すものと受け止めています。

一方で、本報告書には、私が調査の過程において繰り返し指摘してきた「学校の被害生徒と加害生徒に対する処遇の差」という重要な論点について、一切触れられておらず、極めて不十分な内容であると考えます。

息子は、本件いじめにより、自殺願望を抱くまでに追い込まれた精神的苦痛を受けただけではありません。

本来在籍校において取得を目指していた[redacted]の資格取得の機会を失い、[redacted]への進学・就職という将来設計そのものを変更せざるを得なくなりました。

すなわち、本件いじめは、被害生徒の学習権、資格取得の機会及び将来の進路選択に重大な影響を及ぼしたものであり、被害生徒の人生に長期にわたる不利益を与えた重大事態であります。

他方、加害生徒については、いじめ重大事態の調査対象者でありながら、学校推薦又は指定校推薦等の優遇措置を受けて進学・就職している可能性があります。

この点について、私は第三者委員会に対し調査を申し入れましたが、「進路に関しては個人情報であるため調査及びその結果の開示は難しい」旨の回答を受けました。

しかし、個人情報であることを理由として調査を行わないのであれば、本報告書に記載されている息子の転学についても、同様に個人情報であり、本来報告書に記載できないはずです。

それにもかかわらず、本報告書において息子の転学について記載されているのは、本件いじめ重大事態の深刻性及び被害の大きさを示すために必要不可欠な情報であるからにほかなりません。

そうであるならば、学校が加害生徒に対してどのような処遇を行ったのか、特に学校推薦や指定校推薦等の進路上の優遇措置を与えていたか否かについても、本件の公平性及び学校の対応の適否を判断する上で極めて重要な事実であり、必要な範囲で調査及び記載がなされるべきであったと考えます。

そもそも、学校の進路状況については、学校自らが公開情報として公表しています[redacted]当該資料によれば、[redacted]の生徒は全員が進学又は就職して

[redacted]

おり、加害生徒についても公表されている進路先へ進学又は就職している可能性が極めて高いものと考えられます。

もし、学校が加害生徒に対して学校推薦や指定校推薦等の優遇措置を講じ、かつ進路先への説明が十分に行われていなかったのであれば、被害生徒が転校と進路変更を余儀なくされた一方で、加害生徒が何ら不利益を受けることなく進路上の利益を享受していたことになります。

これは、教育の公平性、被害生徒への配慮及び加害生徒に対する指導・懲戒の在り方という観点から見ても、極めて重大な問題であり、到底看過できるものではありません。

この点が十分に検証されないまま報告書が公表されることは、県民に対して本件の実態を十分に伝えない結果となることを危惧しております。

本件は、「被害生徒が人生設計の変更を余儀なくされた一方で、学校が加害生徒への処遇を変えることなく、従前どおり進学・就職の機会を享受させていたのか」という点に関わる問題であり、第三者委員会が調査・検証すべき重要な論点の一つであったと考えます。

よって、第三者委員会に対し、加害生徒に対する学校推薦又は指定校推薦等の優遇措置の有無、進路先に対する情報提供の有無、その内容及び時期について調査を行い、学校が加害生徒に対して推薦を決定する過程や処遇に問題がなかったか調査・検証を行い公表すること、又は県教育委員会に対し必要な調査・検証を実施するよう提言を付した上で公表することを求めます。

また、今後同様の事案が発生した際に、被害生徒のみが不利益を受け、加害生徒が何ら不利益を受けることなく進学・就職を行うことがないよう、重大事態の加害生徒に対する進路指導及び推薦の在り方について、県として統一的な基準を整備することも提言した上で公表していただきたいと考えます。

本件は、被害生徒と加害生徒の処遇の公平性に関する問題であり、今後のいじめ重大事態における対応の在り方にも大きく関わるものです。被害生徒が人生設計の変更を余儀なくされる一方で、加害生徒が何ら不利益を受けることなく進路上の利益を享受することがあってはならず、十分な調査・検証が行われ、その結果及び被害者側の意見が県民に対して適切に公表されることを強く求めます。

以上